

別記様式第一の三（第五条関係）

<p style="margin: 0;">通行禁止道路通行許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">警察署長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">住所 申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 主たる住所 運転者 氏名</p>					
車 両 の 種 類		番号標に表示されてい る番号			
運 転 の 期 間	年 月 日	時 刻	年 月 日 時 刻		
通行しようとする 通行禁止道路の区 間					
やむを得ない理由					
<p style="text-align: center; margin: 0;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">通行禁止道路通行許可証</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条 件</td> <td style="width: 400px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 0;">警 察 署 長 <span style="float: right;">㊟</span></p>				条 件	
条 件					

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

※ この処分に不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴え提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。